医療機関窓口での支払いいが交付されます。この

文払いがこの証

役

場

後期高齢者医療の

被保険者の方へ

ださい 定証が交付されますので、

交付申請を行うと、 申請月の初日から有効となる認 必要な方は、

申請をしてく

今交付されている認定証の有効期限は、

ただし、特別な事情がないのに国保税を滞納.。更新が必要な方は、申請をしてください。 月31日で

※減額認定証の交付前にさかのぼっての適用はありま

る方には認定証は交付されません。 申請時には、保険証・印鑑(更新の方はお持ちの認 定証)を持参してください。

同い合わせ先 …住民課保険窓口班 村岡

大豊町健診タクシ 制度

田口医院、 部を助成します。 町内に住所と居住地のある方が、 健康診査を受診した帰りの町内タクシー 高橋医院において受診券 分・被保険者証を持大杉中央病院、大 -料金の

助成区間は、 助成期限は10月30日までです 医療機関から自宅までの帰りの片道区

タクシー料金の支払いは、助成券成券を運転手に提出してください。 受付印を記入・押印していただき、 助成券発行につ 健診を受診して帰る際、 いて申し出 院内受付にてタクシ 医療機関に住所 乗車時に、その助 ... 氏名 利用

よび待ち時間の料金は、 成します。 ご負担ください。それ以上の金額につ ただし、買い物など個人的な寄り道区間お 知円に上乗せされて利用者負 助成券1 いては、 枚につき処円を 町が助

担となりますのでご注意ください。 問い合わせ先 …住民課保険窓口班

※有効期限の過ぎた保険証及び減額認定証は、 問い合わせ先 …住民課保険窓口班 ていただくようお願いします。 ご自分で処分していただくか、役場住民課へ返却し なり使用できませんので、個人情報が漏れないよう 無効と

旬に役場から被保険者の皆さんへ郵送しています。平成22年8月からお使いいただく保険証は、7月

7 月 下

8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が

国民健康保険の 被保険者の方

入院時食事代の減額認定について

減額される証です。 請により「標準負担額減額認定証」が交付されます。 交付申請を行うと、 この証は、 住民税非課税世帯に属する方が入院された場合、 医療での入院時に、 申請月の初日から有効となる認 食事代の自己負担が 由

ださい 定証が交付されますので、 また、 入院が9日を超えた場合、 必要な方は、 再度申請をすると 申請をしてく

方には、保険証と一緒に減き続き交付対象となられるいる方で、平成22年度も引

氏 名

保険者番号

額認定証を郵送して

います。

新たに申請をされる方は、

保険証・印鑑を持って住

の証は、

医療での入院時

見本

※8月からお使いいただく被保 険者証の色は「緑色」です。

定証」が交付されます。

標準負担額減額認 申請により「限度

性別

される証です

食事代等の負担が軽減

平成21年度に交付されて

後期高齢者医療被保険者証 被 保 険 者 番 号 住 所

る方は、

入院時の食事代等の減額制度について

住民税非課税世帯に属す

定されます

一部負担金の割合は、

平成21年中の所得に応じて判

さらに減額となります。 今交付されている認定証の有効期限は、

対象となる世帯で更新が必要な方は、 申請を-,月31日で

民課後期高齢者医療担当窓口にお越しください

※平成21年度に減額認定を受けている方でも平成22年

日時点の世帯課税状況により却下となる場合

入院時の自己負担限度額適用認定について

国保加入者で70歳未満の方が入院された場合、 申請

児童扶養手当をご存じですか 現況届をご提出くださ

(1

○父母が離婚した後、 方に対し支給されます。ただし、公的年金を受けていな たは母や、 ない児童 児童扶養手当は、 前年の所得が一定の金額以下の方に限ります。 父または母に代わって児童を養育している 次の条件に当てはまる児童の父ま 父または母と生計を共に

)父または母が死亡した児童

○母が婚姻によらないで生まれた児童)父または母が重度の障害を持つ児童 他

金が支給されます。

次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰

【対象者の順位】

平成2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援戦没者等の死亡当時のご遺族で

護法による弔慰金の受給権を取得.

した方

父母等)が亡くなるなどしたことにより、

日において前記年金給付の受給権者がいない場等)が亡くなるなどしたことにより、平成2年4

援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や

恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等

日から平成21年3月31日の間にお

【主な給付対象者】

9回特別弔慰金の

請

求を

受け付け

7

ま

す

平成17年4月1

※この場合の児童とは、 まで の間にある者をい (重度の障害がある場合は、 います。 18歳に達して最初の3月31日 20歳になるまで)

3 2

戦没者等の①父母 戦没者等の子

② 孫

③ 祖 父 母

していた方のうち平成③祖父母 ④兄弟姉妹

(戦没者等と生計関係を有-

21 年 4

日において婚姻していたとしても氏

5,000円が加算 児童3人以上 3,000円ずつ加算

有害駆除

10,000円

10.000

のでご注意ください い。届け出がないと支給停止手当を受給されている方は、 と支給停止となる場合があります いる方は、現況届を提出してくだ

5

4兄弟姉妹

右記3以外の戦没者等の①父母

② 孫

③祖父母

支給額(月額)

児童1人

児童2人

41,720円~9,850円

外の方と養子縁組していない方に限ります)が変わっていない方または同日において遺族以

右記ーから4以外の戦没者等の三親等内の親族

(戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と

生計関係を有していたが右記3に該当しない方)

(戦没者の死亡まで引き続く

年以上の生計関係

た方に限ります)

期間の手当を全額返還していただくことになります に該当しなくなったときは、速や 届け出をしないまま手当を受けていますと、 婚姻(内縁関係も同じ) などにより支給要件 かに連絡してくださ その

有害鳥獣

シカ

サル

【請求期限】

6年償還の記名国債

平成24年4月2日まで

問い合わせ先:

住民課福祉班

笹岡

【給付内容】

問い合わせ先|…住民課福祉班

問い合わせ先 …産業建設課産業班

両耳

提出物

両 耳

イノシシ	0	10,000	尾			
ハクビシン	0	2,000	尾			
ノウサギ	0	2,000	両耳			
ハト、カラス、 カワウ	0	2,000	両 足			
《平成22年7月1日以降に捕獲した有害獣が対象となります。 《提出物がない場合は、報償金を支払うことができませんので ご留意ください。						

大豊町有害鳥獣捕獲報償金 交付要領改正につ 7

した。 め 増加する有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐた 大豊町有害鳥獣捕獲報償金交付要領が改正されま

【改正の要点】

- にイノシシ、ハクビシン、ノウ捕獲報償金の対象となるサル、 カワウが加わりま. した。 ノウサギ、 サギ、ハト、カラシカのほかに新た
- 円になりました。 猟期中のシカ報償金8、 000円が

イノンン	U	10,000	毛			
ハクビシン	0	2,000	尾			
ノウサギ	0	2,000	両耳			
ハト、カラス、 カワウ	0	2,000	両足			
※平成22年7月1日以降に捕獲した有害獣が対象となります。 ※提出物がない場合は、報償金を支払うことができませんのでご留意ください。						

期

0

10,000円

猟